## 第 94 号議案

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制 定する。

令和6年3月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第3条 特殊勤務手当の種類は、次の	第3条 特殊勤務手当の種類は、次の
とおりとする。	とおりとする。
(1)~(34) [略]	(1)~(34) [略]
(35) 災害応急対応等派遣手当	(35) 削除
(36) [略]	(36) [略]
(災害応急対応等派遣手当)	
第38条 災害応急対応等派遣手当は、	第38条 削除
災害対策基本法(昭和36年法律第223	
号) 第2条第1号に規定する災害が	

発生した本市の区域外の地域(国内に限る。)に派遣され、災害応急対応 又は災害復旧対応の業務に従事する 職員(規則で定める者を除く。)に対 して支給し、その額は、日額1,000円 とする。

2 前項に規定する手当の額は、前項 の規定にかかわらず、災害対策基本 法第63条第1項に規定する警戒区域 その他これに類する区域において前 項に掲げる業務に従事する場合にあ っては、日額2,000円とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市職員の特殊 勤務手当に関する条例第3条及び第38条の規定は、令和6年1月1日から適用す る。

理由

災害応急対応等派遣手当を新設するに当たり、条例を改正する必要があるため。